

## 情報開示決定期間延長通知書

取総発第908号

令和4年1月4日

様

取手市長 藤井 信吾



令和3年12月16日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第10条第1項に規定する期間内に、開示の可否の決定をすることができないため、同条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。  
なお、開示の可否の決定を行ったときは、速やかに通知します。

請求に係る情報の名称、内容	政治団体「取手新時代をひらく会」への寄付をめぐる市民から出された調査請求に基づき開かれた取手市政治倫理審査会（以下審査会）に関する下記情報 1）11月22日の第2回審査会の議事録（発言者ごとの発言内容が分かるもの）と録音データ 2）上記1）の審査会での決定より行われた関係者への調査内容とその結果 3）12月15日の第3回審査会の議事録（発言者ごとの発言内容が分かるもの）と録音データ 4）上記1）3）の会合時と会合時以外を問わず、審査会委員に提供された資料・データ類（メール添付を含む） 5）審査会会長と審査会事務局（市総務課）とのやりとりが分かる情報（メールを含む）
当初の決定期限	令和4年1月4日（火）
延長後の決定期限	令和4年1月31日（月）
延長する理由	当該案件に係る文書の特定及び開示・不開示の決定に時間を要するため、延長させていただくものです。

所 管 課	茨城県取手市役所 総務部 総務課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1125
備 考	